

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県契約規則の一部を改正する規則（3・17掲示）	1
◎高知県こうちふるさと寄附金基金条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則	1
◎高知県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出（2件） （市町村振興課）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し （高齢者福祉課）	4
○障害者就業・生活支援センターの指定 （障害保健福祉課）	4
○大規模小売店舗内の店舗面積を基準面積以下とする届出 （経営支援課）	4
○保安林の指定予定の通知（4件） （治山林道課）	4
○漁船損害等補償法による同意を求めるとの事前届出 （漁業管理課）	5
○道路の区域変更（4件） （道 路 課）	5
○道路の供用開始（3件） （ 〃 ）	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 （都市計画課）	6
◎告示（高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定）の一部改正 （ 〃 ）	7
○告示（建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部改正 （建築指導課）	7
公 告	
○争議行為の予告 （雇用労働政策課） （3・12掲示）	7
○換地処分届出（四万十町）（2件） （農業基盤課）	7
○開発行為に関する工事の完了 （都市計画課）	8
高知県公営企業局管理規程	

◎高知県公営企業局に係る高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の施行に関する規程	8
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	8
◎高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程	8
高知県警察本部告示	
◎高知県警察本部に係る高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の施行に関する規程	9
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	9
○政治団体異動の届出	10
○政治団体解散の届出	10
○告示（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の訂正	10

規 則

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月17日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第12号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。
第45条第1項第2号中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

高知県こうちふるさと寄附金基金条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第16号

高知県こうちふるさと寄附金基金条例の施行の日を定める規則

高知県こうちふるさと寄附金基金条例（平成20年高知県条例第28号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、この規則の公布の日とする。

高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則をここに公布する。
平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第17号

高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成21年高知県条例第5号。第7条及び第8条第1号を除き、以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）

第2条 条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 沖繩振興開発金融公庫
- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（同条第2項に規定する特定独立行政法人を除く。）
- 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）第2条第1項各号に掲げる団体（第2号及び前号に掲げる法人を除く。）
- 前各号に掲げる法人のほか、知事がこれらに準ずる法人であると認めるもの
（大学院等派遣研修を命ずる職員に対して明示すべき事項）

第3条 知事は、大学院等派遣研修（条例第2条第2項に規定する大学院等派遣研修をいう。以下同じ。）の実施について職員の同意を得るに当たっては、当該職員に当該大学院等派遣研修が同項に規定するものである旨を明示しなければならない。

2 知事は、職員に大学院等派遣研修を命ずるに当たっては、当該職員に当該大学院等派遣研修の期間を明示しなければならない。大学院等派遣研修を命じた後に当該大学院等派遣研修の期間を変更する場合も、同様とする。
（条例第3条第1項の規定に該当する者に対する通知）

第4条 知事は、条例第3条第1項の規定に該当する者に対し、速やかに、大学院等派遣研修の名称及び期間、大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用（条例第2条第

3項に規定する大学院等派遣研修費用をいう。)の総額、条例第3条第1項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。

(職員としての在職期間に含まれる休職の期間)

第5条 条例第3条第4項第1号の規則で定める休職の期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

(2) 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号)第1条の2各号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

2 前項第1号の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年高知県条例第1号)第3条第1項に規定する派遣職員(次条第1号において「外国派遣職員」という。)の派遣先の機関の業務又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員(次条第1号において「団体派遣職員」という。)の派遣先団体(同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。次条第1号において同じ。)の業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する通勤場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)を含む。次条第1号において同じ。)を公務とみなす。

(条例第3条第1項の規定が適用されない場合)

第6条 条例第4条第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 外国派遣職員又は団体派遣職員が、派遣先の機関の業務又は派遣先団体の業務を公務とみなした場合に条例第4条第1号の規定に該当する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、条例第4条第1号から第3号までに掲げる場合に準ずる場合として知事が別に定める場合

第7条 高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例第4条第6号の規則で定める場合は、組織の改廃に伴い法律又は条例の規定により特別職地方公務員等(高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例第2条第4項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。)となるため離職した場合とする。

(特別職地方公務員等となった者に関する特例)

第8条 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適

用する条例第3条第4項の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第79条の規定若しくは地方公務員法第28条第2項の規定若しくは同法第27条第2項の規定に基づく条例の規定又は第2条各号に掲げる法人に使用される者に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの(以下「法人の就業規則等」という。)の定めによる休職の期間(次に掲げる期間を除く。)

ア 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)(他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)の適用を受ける者については同法第1条の2に規定する通勤、地方公務員災害補償法の適用を受ける者については同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤、労働者災害補償保険法の適用を受ける者については同法第7条第2項に規定する通勤をいう。次条第1号において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第79条第1号又は地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

イ 国家公務員法第79条の人事院規則で定めるその他の場合に該当する事由又は地方公務員法第27条第2項の規定に基づく条例の規定による職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第1条の2各号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

ウ 法人の就業規則等の定めるところにより外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関、我が国が加盟している国際機関その他これらに準ずる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事するために休職にされた場合における当該休職の期間

(2) 国家公務員法第82条若しくは地方公務員法第29条の規定又は法人の就業規則等の定めによる停職の期間(法人の就業規則等の定めるところにより制裁として出勤を停止された期間を含む。)

(3) 国家公務員法第108条の6第1項ただし書若しくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第7条第1項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定若しくは法人の就業規則等の定めにより労働組合の業務に専ら従事した期間

(4) 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項又は育児休業、介

護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条第1項の規定による育児休業をした期間

(5) 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第3条第1項若しくは地方公務員法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる自発的な大学等における修学(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第2条第3項に規定する大学等における修学をいう。)若しくは国際協力の促進に資する外国における奉仕活動への参加のための休業をした期間

第9条 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条各号列記以外の部分の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、次に掲げる場合に該当することとなった場合

ア 国家公務員法第78条第2号又は地方公務員法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当して免職された場合

イ 法人の就業規則等において定めるところにより心身の故障のため解雇された場合

(2) 国家公務員法第78条第4号又は地方公務員法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当して免職された場合

(3) 国家公務員法第81条の2第1項の規定により退職した場合(同法第81条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合

(4) 任期を定めて採用された特別職地方公務員等が、当該任期が満了したことにより退職した場合

(5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合として知事が別に定める場合
(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第18号

高知県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

高知県内水面漁業調整規則（昭和44年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項の表中「上記に掲げる」を「上記の」に、「及び物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤から下流の区域」を「、物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤から下流の区域並びに仁淀川に係る河川中吾川郡いの町小川川と高樽川との合流点から下流上八川川と小川川との合流点までの小川川及び上八川川と小川川との合流点から下流下八川第四発電所放水口までの上八川川」に改める。

第34条の2第1項中「次に掲げる」を「オオクチバス及びコクチバス（これらの亜種を含む。）を除くオオクチバス属の」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月27日から施行する。

告 示

高知県告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
大道	サガリ	1342の46から1342の48まで	大道	クスノ

備考 上記地番は、平成21年2月26日現在の登記簿による。

高知県告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	

大字	字	地番区域	大字	字
地吉	日徳	1232の1、1232の2、1233から1235まで、1930の1、1930の2、1931、1932	地吉	源五郎
	ジリクミ	1473の44		

備考 上記地番は、平成21年3月5日現在の登記簿による。

高知県告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項、第84条第1項及び第115条の8第1項の規定に基づき、平成21年2月12日付けで次のとおり指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定取消し年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970101394	有限会社 ぐりんぱ	高知市棧橋通一丁目12-17	平成21年3月1日	ヘルパーステーションぐりんぱ	高知市棧橋通一丁目12-17	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970102079	〃	〃	〃	有限会社 ぐりんぱ	〃	福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与
〃	〃	〃	〃	〃	〃	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
3970101410	〃	〃	〃	ケアサポートセンターぐりんぱ	〃	居宅介護支援

高知県告示第251号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者としての指定をしたので、同法第35条において読み替えて準用する同法第27条第2項の規定により、当該指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）について次のとおり告示する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称
社会福祉法人安芸市身体障害者福祉会
- 2 障害者就業・生活支援センターの住所
安芸市宝永町464番地1
- 3 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地
安芸市宝永町464番地1
- 4 障害者就業・生活支援センターの指定年月日
平成21年3月13日

高知県告示第252号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出者の名称
福井スーパーマーケット株式会社 代表取締役 武内 章
- 2 届出者の住所
高知市福井町1198番地1
- 3 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンシャイン福井
高知市福井町1198番地1
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成21年3月6日

高知県告示第253号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市小筑紫町石原字熊藪1858の1、1858の5、1858の7、1858の8、1859の2、字カタキ原1884の10、1885、字熊ノハエ1861の1、1861の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

<p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第254号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成21年3月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市野地字ツキ池295、298、字古田山299の1、307の1、307の2、1293から1296まで、1298から1301まで、1303</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 次の森林については、保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、当該指定の日から10年を超えない期間内に行う伐採については、イにかかわらず、主伐として伐採をすることができる。</p> <p>字ツキ池295、298、字古田山299の1、307の1、307の2、1293から1296まで、1298から1301まで、1303</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第255号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p>	<p>平成21年3月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市小筑紫町石原字熊ノハエ1862の1、1862の2、字入道1873の1、字梅ノ木谷1874の12、1874の15、字馬コロボシ1876の1、1876の2、1876の6、1877、字奥五郎畑1878、1879の1、1879の2、1879の4から1879の10まで、字イサイ谷1896の1、字クスノキ谷1903の3から1903の5まで、1903の15から1903の23まで、字ニガ木1927のハ、1927のニ、字カチカ谷1979の2</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第256号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成21年3月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 幡多郡大月町添ノ川字ウケワラビ782、783、字鎌倉800から804まで、字西大洞山821、字サカリ山841、字西内ヶ谷843の1、字大角豆尻872の1、字東内ヶ谷873の1から873の5まで</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治</p>	<p>山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第257号</p> <p>漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成21年3月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名</p> <p>幡多郡大月町 浦 木 進</p> <p>〃 横 山 政 美</p> <p>〃 谷 口 臣 生</p> <p>(2) 加入区の名称 月灘加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 すくも湾漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調査の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年3月27日から同年4月10日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 すくも湾漁業協同組合月灘支所</p> <p>高知県告示第258号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その関係図面は、平成21年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成21年3月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 道路の種類 県道</p> <p>2 路 線 名 安田東洋</p> <p>3 道路の区域</p>
--	---	--

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡馬路村馬路字 櫛削863番3から 安芸郡馬路村馬路字 櫛削869番12まで	前	4.6 } 19.4	93
	後	4.6 } 38.0	93

高知県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市畑山字大前丙 52番2から 安芸市畑山字柏瀬丙 933番1まで	前	21.5 }	36
	後	11.0 }	36

高知県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥西川岸本
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町上分 字丑ヶ谷1426番2から 香南市香我美町徳王 子字螢3801番1まで	前	19.5 }	469
	後	11.5 }	469

高知県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 葦ヶ峠文丸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町井高34 番から 高岡郡檮原町坪野田 43番まで	前	A	4.0
			66
高岡郡檮原町井高34 番から 高岡郡檮原町坪野田 44番まで	B	}	6.3
			25.0
高岡郡檮原町井高34 番から 高岡郡檮原町坪野田 44番まで	後	}	6.3
			25.0

高知県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡馬路村馬路字櫛削 863番3から	93	平成21年3月27

安芸郡馬路村馬路字櫛削
869番12まで

日

高知県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸物部
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市栃ノ木字下ワントウ 361番1から 安芸市栃ノ木字上ワントウ 339番1まで	133	平成21年3月27 日

高知県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 葦ヶ峠文丸
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡檮原町井高34番から 高岡郡檮原町坪野田44番ま で	66	平成21年3月27 日

高知県告示第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月27日
高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称
高知市

2 都市計画事業の種類及び名称
平成20年7月高知県告示第479号高知広域都市計画道路事業（3・2・3号高知駅高知港線）

3 事業施行期間
平成20年7月18日から平成22年3月31日まで

4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

高知県告示第266号
平成8年7月高知県告示第495号（高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。
平成21年3月27日
高知県知事 尾崎 正直

1の表中
「

第12号 第13号 第22号	都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、浦戸東部道路の予定地及び当該予定地から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	中村宿毛道路（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域で、中村インターチェンジから宿毛インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）

を「

第12号	都市施設として定められた道路のうち、須崎
------	----------------------

第13号 第22号	中央線・中土佐窪川線（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、浦戸東部道路の予定地及び当該予定地から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	中村宿毛道路（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから宿毛インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）

に改める。

2の表中
「

第7号	四国横断自動車道から側方へ500メートル以内の区域で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	条例第5条第6号の規定により指定した道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）

を「

第7号	四国横断自動車道から側方へ500メートル以内の区域で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線（予定地を含む。）から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）

	中村宿毛道路（予定地を含む。）から側方へ500メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから平田インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	条例第5条第6号の規定により指定した道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）

に改める。

高知県告示第267号
平成19年6月高知県告示第423号（建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。
平成21年3月27日
高知県知事 尾崎 正直

2中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

公 告

平成21年3月11日付けをもって高知県赤十字血液センター労働組合執行委員長江川功から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。
平成21年3月12日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

1 事件
2009年春闘要求について

2 日時
平成21年3月23日以後、要求貫徹までの連日又は小期間にわたる期間

3 場所
高知県赤十字血液センター全職場又は一部の職場

4 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十町から十和中部地区（大道換地区）の換地処分を平成21年3月4日に行った旨の届出があった。  
平成21年3月27日  
高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十町から十和中部地区（石田川換地区）の換地処分を平成21年3月10日に行った旨の届出があった。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年11月20日 20高東土第1161号	香南市野市町西野字 チノ丸719番1ほか	香南市野市町西野 2645番地1 株式会社公文ビル 代表取締役 公文 章博

公営企業局管理規程

高知県公営企業局に係る高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の施行に関する規程を次のように定める。

平成21年3月27日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第3号

高知県公営企業局に係る高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の施行に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成21年高知県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県公営企業局が実施する職員の大学院等派遣研修（条例第2条第2項に規定する大学院等派遣研修をいう。以下同じ。）に係る条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（知事への報告）

第2条 高知県公営企業局長は、知事が定める方法により、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において実施した職員の大学院等派遣研修の名称並びに当該大学院等派遣研修を命ぜられた職員及びかつて大学院等派遣研修を命ぜられた職員（当該大学院等派遣研修の期間の末日の翌日から起算

した職員としての在職期間が5年に達した等の理由により条例第3条の規定の適用がなくなったものと認められた者を除く。）の大学院等派遣研修の状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。

（高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の準用）

第3条 前条に定めるもののほか、高知県公営企業局が実施する職員の大学院等派遣研修に係る条例の施行に関し必要な事項については、高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第17号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成21年3月27日から施行する。

~~~~~  
高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月27日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第4号**

**高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号及び第29条第3項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前に既にこの規程による改正前の高知県企業局契約規程（以下「改正前の規程」という。）第26条第1項第2号の規定により延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算及び同日前に既に改正前の規程第29条第3項の規定により前払金に利息を付して返還しなければならない旨を約定している契約の当該利息の額の計算については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月27日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第5号

高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程（平成12年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「の長」を「の所長」に、「電気工事課長又は電気工事課課長補佐」を「本局の電気工事課の課長（以下「電気工事課長」という。）又は課長補佐」に改める。

別表第1電気工事課長の項中「課所」を「所属及び事業所」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第12条関係)

定期的な巡視、点検及び検査の基準

設備別	巡視		点検 (検査を含む。)			備考
	機器設備	頻度	機器設備	項目	頻度	
工業用水道設備	電気工作物	1回/週 (*)	主要変圧器 主要遮断器	外部点検	1回/3年	(*) 香南工業用水道設備については、2回/月とする。 (**) ポンプの分解点検時に行う。
				外部点検	1回/3年	
				測定試験	1回/3年	
			主要電動機	内部点検	1回/12年	
				外部点検	1回/3年	
				測定試験	1回/3年	
その他主要機器	内部点検	適時 (**)				
	外部点検	1回/3年				
			測定試験	1回/3年		

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

警 察 本 部 告 示

高知県警察本部告示第1号

高知県警察本部に係る高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の施行に関する規程を次のように定める。

平成21年3月27日

高知県警察本部長 平井 興宣

高知県警察本部に係る高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の施行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(平成21年高知県条例第5号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県警察本部が実施する職員の大学院等派遣研修(条例第2条第2項に規定する大学院等派遣研修をいう。以下同じ。)に係る条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事への報告)

第2条 高知県警察本部長は、知事が定める方法により、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において実施した職員の大学院等派遣研修の名称並びに当該大学院等派遣研修を命ぜられた職員及びかつて大学院等派遣研修を命ぜられた職員(当該大学院等派遣研修の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達した等の理由により条例第3条の規定の適用がなくなったものと認められた者を除く。)の大学院等派遣研修の状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。

(高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の準用)

第3条 前条に定めるもののほか、高知県警察本部が実施する職員の大学院等派遣研修に係る条例の施行に関し必要な事項については、高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則(平成21年高知県規則第17号)の規定の例による。

附 則

この告示は、平成21年3月27日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

高知県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成21年3月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山岡勉後援会	上田 博昭	山岡 章二	吾川郡いの町448-16	平21・2・12

高知県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成21年3月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県バス支部	異動なし	津野 常信	異動なし	平21・2・6
異動後			藤田 光三		
異動前	自由民主党高知県第二選挙区支部	異動なし	渡辺 盛男	異動なし	平21・2・17
異動後			浜田 純		
異動前	民主党高知県総支部連合会	近藤 強	異動なし	異動なし	平21・2・20
異動後		武内 則男			
異動前	自由民主党高知県土地改良支部	小松 雅	異動なし	異動なし	平21・2・25
異動後		仙頭 義寛			

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	義仁党	川村 安一	異動なし	異動なし	平21・2・16
異動後		松崎 安一			
異動前	護国聖戦社	異動なし	川村 安一	異動なし	平21・2・16
異動後			松崎 安一		
異動前	高橋幸十郎後援会	山内 満	異動なし	異動なし	平21・2・16
異動後		和田 誉雄			
異動前	新社会党高知県本部	橋詰 武勇	異動なし	異動なし	平21・2・23
異動後		小田 米八			
異動前	高知県土地改良政治連盟	小松 雅	異動なし	異動なし	平21・2・25
異動後		仙頭 義寛			
異動前	日本司法書士政治連盟高知会	岡村 敬造	異動なし	異動なし	平21・2・25
異動後		勢田 博之			
異動前	日本栄養士連盟高知	異動なし	高橋 立	異動なし	平21・2・25

異動後	異動前	異動後	異動前	異動後	異動前
	近藤よし後援会	川田 穰一	異動なし	異動なし	平21・2・27
		今井 智			

高知県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成21年3月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
大石哲雄後援会	長岡郡本山町本山531-3	高橋 英雄	解散	平21・2・3

高知県選挙管理委員会告示第15号

平成20年9月高知県選挙管理委員会告示第66号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成21年3月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

第1 定例報告の政党の自由民主党高知県宿毛市第一支部の表中

「1 収入総額	1,480,000円
前年繰越額	0円
本年繰越額	1,480,000円
2 支出総額	1,479,559円
3 収入の内訳	
寄附	1,480,000円
個人分	550,000円
法人その他の団体分	30,000円
政治団体分	900,000円
合計	1,480,000円
[寄附の内訳]	
個人分	
(寄附者の氏名) (金額) (住所)	
中面 哲 550,000円 宿毛市	
法人その他の団体分	

<table border="0"> <tr> <td>(寄附者の氏名)</td> <td>(金額)</td> <td>(事務所の所在地)</td> </tr> <tr> <td>その他の寄附政治団体分</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(寄附者の氏名)</td> <td>(金額)</td> <td>(事務所の所在地)</td> </tr> <tr> <td>自由民主党高知県支部連合会</td> <td>300,000円</td> <td>高知市</td> </tr> <tr> <td>山本有二後援会</td> <td>300,000円</td> <td>須崎市</td> </tr> <tr> <td>中面さとし後援会</td> <td>300,000円</td> <td>宿毛市</td> </tr> </table> <p>4 支出の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>経常経費</td> <td style="text-align: right;">639,559円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">639,559円</td> </tr> <tr> <td>政治活動費</td> <td style="text-align: right;">840,000円</td> </tr> <tr> <td>組織活動費</td> <td style="text-align: right;">110,000円</td> </tr> <tr> <td>寄附・交付金</td> <td style="text-align: right;">730,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><u>1,479,559円</u></td> </tr> </table>	(寄附者の氏名)	(金額)	(事務所の所在地)	その他の寄附政治団体分	30,000円		(寄附者の氏名)	(金額)	(事務所の所在地)	自由民主党高知県支部連合会	300,000円	高知市	山本有二後援会	300,000円	須崎市	中面さとし後援会	300,000円	宿毛市	経常経費	639,559円	人件費	639,559円	政治活動費	840,000円	組織活動費	110,000円	寄附・交付金	730,000円	合計	<u>1,479,559円</u>	<table border="0"> <tr> <td>会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 支出の内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常経費</td> <td style="text-align: right;">639,559円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">639,559円</td> </tr> <tr> <td>政治活動費</td> <td style="text-align: right;">740,000円</td> </tr> <tr> <td>組織活動費</td> <td style="text-align: right;">110,000円</td> </tr> <tr> <td>寄附・交付金</td> <td style="text-align: right;">630,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><u>1,379,559円</u></td> </tr> </table> <p>に訂正する。」</p>	会		4 支出の内訳		経常経費	639,559円	人件費	639,559円	政治活動費	740,000円	組織活動費	110,000円	寄附・交付金	630,000円	合計	<u>1,379,559円</u>	
(寄附者の氏名)	(金額)	(事務所の所在地)																																														
その他の寄附政治団体分	30,000円																																															
(寄附者の氏名)	(金額)	(事務所の所在地)																																														
自由民主党高知県支部連合会	300,000円	高知市																																														
山本有二後援会	300,000円	須崎市																																														
中面さとし後援会	300,000円	宿毛市																																														
経常経費	639,559円																																															
人件費	639,559円																																															
政治活動費	840,000円																																															
組織活動費	110,000円																																															
寄附・交付金	730,000円																																															
合計	<u>1,479,559円</u>																																															
会																																																
4 支出の内訳																																																
経常経費	639,559円																																															
人件費	639,559円																																															
政治活動費	740,000円																																															
組織活動費	110,000円																																															
寄附・交付金	630,000円																																															
合計	<u>1,379,559円</u>																																															
<p>を</p> <p>「1 収入総額 <u>1,380,000円</u></p> <p>前年繰越額 0円</p> <p>本年繰越額 1,380,000円</p> <p>2 支出総額 <u>1,379,559円</u></p> <p>3 収入の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>寄附</td> <td style="text-align: right;">1,380,000円</td> </tr> <tr> <td>個人分</td> <td style="text-align: right;">450,000円</td> </tr> <tr> <td>法人その他の団体分</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>政治団体分</td> <td style="text-align: right;">900,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><u>1,380,000円</u></td> </tr> </table> <p>[寄附の内訳]</p> <table border="0"> <tr> <td>個人分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(寄附者の氏名)</td> <td>(金額)</td> <td>(住所)</td> </tr> <tr> <td>中面 哲</td> <td>450,000円</td> <td>宿毛市</td> </tr> <tr> <td>法人その他の団体分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(寄附者の氏名)</td> <td>(金額)</td> <td>(事務所の所在地)</td> </tr> <tr> <td>その他の寄附政治団体分</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(寄附者の氏名)</td> <td>(金額)</td> <td>(事務所の所在地)</td> </tr> <tr> <td>自由民主党高知県支部連合会</td> <td>300,000円</td> <td>高知市</td> </tr> <tr> <td>山本有二後援会</td> <td>300,000円</td> <td>須崎市</td> </tr> <tr> <td>中面さとし後援会</td> <td>300,000円</td> <td>宿毛市</td> </tr> </table>	寄附	1,380,000円	個人分	450,000円	法人その他の団体分	30,000円	政治団体分	900,000円	合計	<u>1,380,000円</u>	個人分			(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	中面 哲	450,000円	宿毛市	法人その他の団体分			(寄附者の氏名)	(金額)	(事務所の所在地)	その他の寄附政治団体分	30,000円		(寄附者の氏名)	(金額)	(事務所の所在地)	自由民主党高知県支部連合会	300,000円	高知市	山本有二後援会	300,000円	須崎市	中面さとし後援会	300,000円	宿毛市								
寄附	1,380,000円																																															
個人分	450,000円																																															
法人その他の団体分	30,000円																																															
政治団体分	900,000円																																															
合計	<u>1,380,000円</u>																																															
個人分																																																
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)																																														
中面 哲	450,000円	宿毛市																																														
法人その他の団体分																																																
(寄附者の氏名)	(金額)	(事務所の所在地)																																														
その他の寄附政治団体分	30,000円																																															
(寄附者の氏名)	(金額)	(事務所の所在地)																																														
自由民主党高知県支部連合会	300,000円	高知市																																														
山本有二後援会	300,000円	須崎市																																														
中面さとし後援会	300,000円	宿毛市																																														